

## ウ 事務局職員定数の充実

市町村教育委員会事務局職員の総数は、昭和37年度が432名、38年度は456名、そして本年度は503名と漸増の傾向をたどりつつある。個々の市町村については、今後ともひき続き相当の努力が払われなければならない。

## エ 小・中学校教材用消耗品・設備・備品および図書費の増額

学力向上と直接、密接な関連をもつこれらの経費の増額については、各出張所とも、学校訪問等の機会や、研究会等いろいろな機会にその必要性を強調している。

昭和39年度の決算はまだなされていないのでその実情は不明であるが、37年度との比較において38年度の県下各市町村の総額は、小学校においては合計179,586千円が183,109千円となったが、中学校では37年度を下まわっている。これについては今後、市町村教育委員会とじゅうぶんな連絡をとり、その改善につとめたいと考えている。

ヲ 以上、市町村教育委員会育成指導の概要を述べたが今後、市町村教育委員会とともどもに特に力を注いでいかなければならないものとして次の問題があげられる。

### ○市町村教育委員会の職務権限の適正な執行

市町村長・議会と市町村教育委員会の職務権限をいっそう明確にして、その適正な執行に努力する必要がある。また、このためには、市町村長や議会が教育委員会の意志を尊重するような風気を促進する必要があるので、地教法の精神を普及していく努力も必要と考える。

### ○市町村教育委員会事務局組織の充実強化

事務局職員の定数の増加をまず第一にとりあげる必要がある。現在の事務局組織で、与えられた職務権限を満足に果たしていくことは非常に困難なことと思われる。

### ○教育予算の確保と計画的な執行

基準財政需要額の積算を基礎としてその確保にあたるとともに、数年間の見とおしをもった教育予算の計画的な立案とその執行につとめる必要がある。

## 第8節 県教組との話し合い

昭和39年度における県教組との話し合いは次のとおり行なわれた。

4月9日 教育委員長ほか 14名

中央執行委員長ほか 9名

要旨 退職勧奨は昨年同様ある時期まで継続して行なう

がどのように行なうかはそれぞれの事例によって異なる。

僻地加給制については継続してさらに検討していきたい。

4月17日 財務課長ほか 11名

中央執行委員長ほか 12名

要旨 教員不足は全国的な傾向で、本県でも赴任拒否等で補充のつかないところもある。しかしこれらの数は少いので退職者等をもってあてていく考えである。

義務免措置については、職務専念が原則であって福利厚生関係の場合についても任命権者の行なうもののみがその対象とされている。

5月27日 秘書室長ほか 3名

中央執行委員長ほか 6名

要旨 中体連・高体連は自主的な団体であるが、その活動は教育活動として重要なものを含んでいる。この活動のための引率教師の取扱いについては昭和38年4月16日教学「出張命令および旅費取扱いについて」を基本として進めている。しかし、教育活動のすべてが公務になるとは限らない。

また、行きすぎた中体連・高体連活動のために正常な学校運営・生徒指導に支障をきたすことのないよう注意を促したい。

不合理は正の作業は、相当に複雑で人事課との話し合いではまだ見当がつかない。

6月9日 秘書室長ほか 3名

中央執行委員長ほか 5名

要旨 全国学力調査は昨年同様実施する。

指導要録の記入についても昨年と同様の態度で市町村教育委員会に指導助言する。

8月21日 教育長ほか 7名

中央執行委員長ほか 9名

要旨 7月15日付の要求書については検討中であるが、教育委員会・知事部局はみずからそれぞれの権限をもちながらも、また、関連する部分も多く、このことについては教育委員会単独で判断することができない。

中体連関係の行事について行きすぎのある場合には指導助言をする。

9月14日 小中学校管理係長ほか 1名

中央執行委員長ほか 7名

要旨 勤務評定は前年どおり実施する。勤務評定書の形式についてはさしあたって改善を要するものがあるとは思わない。

勤務時間の割りふりは県教育委員会が市町村教育委員会に委任しているが校長にまではおろしていない。休憩時間を勤務時間の最後におくことは望ましくない。

12月3日 教育委員長ほか全委員および教育長・秘書室長

中央執行委員長ほか 7名